

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年6月15日まで

昭和44年4月にA社に入社し、その後、C社の開業準備のため、48年5月に同社に出向となり、同社が開業した後の同年12月まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務し（A社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和48年6月15日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、当時、同社の総務事務を担当していた者は、「申立期間当時、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前であることは認識していたが、会社からは、グループ企業内の異動時には、厚生年金保険の加入期間が継続するように取り扱う旨の指導を受けており、また、出向者の人事については、グループの本部であるD社が一括して管理していたため、従業員から控除した申立期間に係る厚生年金保険料は、本部に戻し入っていた。本件申立てについては、本部から異動に係る各事業所に対して適切な指示が出ていなかったことが原因であったと考えられる。」と具体的に供述している。

以上のことから判断すると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年6月15日より前に同社に異動している者については、異動前の事業所において同保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められることから、申立期間について、A社における申立人の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明であるとしているが、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認および標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和48年5月1日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年6月15日まで

昭和44年8月にA社に入社し、その後、C社の開業準備のため、48年5月に同社に出向となり、同社が開業した後の49年2月まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務し（A社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和48年6月15日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、当時、同社の総務事務を担当していた者は、「申立期間当時、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前であることは認識していたが、会社からは、グループ企業内の異動時には、厚生年金保険の加入期間が継続するように取り扱う旨の指導を受けており、また、出向者の人事については、グループの本部であるD社が一括して管理していたため、従業員から控除した申立期間に係る厚生年金保険料は、本部に戻し入っていた。本件申立てについては、本部から異動に係る各事業所に対して適切な指示が出ていなかったことが原因であったと考えられる。」と具体的に供述している。

以上のことから判断すると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年6月15日より前に同社に異動している者については、異動前の事業所において同保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められることから、申立期間について、A社における申立人の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明であるとしているが、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認および標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和48年5月1日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 3 月 31 日

平成 22 年 3 月 31 日に A 社から期末賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

申立期間に係る賞与が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細から、申立人は、平成 22 年 3 月 31 日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（19万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成22年3月31日は77万3,000円、同年6月15日は41万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年3月31日  
② 平成22年6月15日

申立期間①及び②にA社から期末賞与及び夏賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

申立期間①及び②に係る賞与が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細から、申立人は、申立期間①及び②において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（平成22年3月31日は77万3,000円、同年6月15日は41万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年6月1日まで  
昭和44年11月に、A社からB社に出向となり、同社の販売代理店であったC社に勤務した。  
申立期間は、B社からA社に復帰した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社の上司及び同社で総務事務を担当していたとする同僚の具体的な供述から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、商業・法人登記簿謄本によると、申立人が出向先において配属されたとするC社は、昭和45年5月1日付けで、出向元であるA社に合併して解散していること、及び申立人が出向先において加入していた厚生年金基金が保管する加入員記録原簿によると、申立人の当該基金の脱退日は同年5月1日と記録されており、この記録は出向先に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることから判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年



6月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された退職金計算資料及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭

和 42 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合の加入記録、A社から提出された退職金計算資料及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4470

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

保管している昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合の加入記録、A社の回答、申立人が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモ、並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与受取金額メモに記載された厚生年金保険料控除額、及び申立人の当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4471

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合の加入記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭



和 42 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4472

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合の加入記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭

和 42 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4473

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合の加入記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭

和 42 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4474

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4475

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合の加入記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭



和 42 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4476

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4477

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様、昭和42年9月1日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社C工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4478

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月25日から同年5月1日まで

昭和43年4月1日に入社し、平成23年6月30日に退職するまでの期間、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の加入記録が欠落している。

申立期間は、A社C支店から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険料は継続して控除されていた。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和45年4月25日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和45年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年12月までの期間、50年4月から51年3月までの期間、51年7月から52年4月までの期間、53年2月から54年6月までの期間及び55年1月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年12月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで  
③ 昭和51年7月から52年4月まで  
④ 昭和53年2月から54年6月まで  
⑤ 昭和55年1月から61年9月まで

私は、20歳を過ぎても国民年金に加入していなかったが、ある日、役所から電話があり、私には国民年金に加入して国民年金保険料を納付する義務があると言われたため、私の金銭面の管理をしてくれていた父に相談したところ、父が私の保険料を納付してくれるようになった。

しばらくして、私は、父が私の国民年金の未納保険料をまとめて納付してくれたことを母から聞いたので、その時納付した保険料が申立期間の保険料だと思う。

申立期間の保険料を納付した時期や場所等は両親から聞いていないため分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳前渡整理簿及び申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者に係る国民年金保険料納付状況から、申立人の国民年金加入手続は、昭和61年9月頃に職権により行われたものと認められるものの、申立人のA市における国民年金被保険者名簿等の年金記録により、申立人の保険料の納付が開始されたのは63年11月頃と推測される。

また、申立期間の国民年金保険料は、申立人の保険料の納付が開始された昭



和 63 年 11 月時点では時効により納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出され申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金に係る被保険者資格記録及び保険料納付記録により、申立人の保険料納付済期間のうち、昭和 61 年 10 月から 63 年 10 月までの保険料は同じ時期に納付されたと推測され、当該期間の保険料は、申立人の保険料の納付が開始された 63 年 11 月時点で納付が可能であったため、その頃に一括で納付されたと推認できることから、申立人の主張する「父が遡ってまとめて納付してくれた。」とする保険料は、当該納付済期間の保険料であったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4479

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月頃から 38 年 12 月下旬まで  
申立期間は、A社B支店において勤務していたが、年金記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B支店は、昭和 34 年 1 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和 44 年 2 月 6 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は、生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が、申立人と同じ中学校を卒業し、A社B支店に同時に採用されたとして名前を挙げた同僚二人に照会し、両人から回答が得られたところ、このうち一人は、「申立期間当時、怪我をして通院したことがあるが、その際に健康保険証は使用しておらず、治療費の全額を親に負担してもらった。当時は、厚生年金保険及び健康保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、他の一人は、「申立人と同時にA社B支店に採用され、申立期間後に同社本社に移籍したが、厚生年金保険の被保険者記録は、同社本社に移籍した後の期間のみとなっている。同社B支店に勤務していた申立期間当時に厚生年金保

険料を控除されていたか否かは覚えていない。」と供述している。

なお、申立人は、「冬期間は、A社B支店の業務量が減少することから、同社本社で業務を行っていた。」と供述していることから、A社（本社）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4480（事案 257 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 1 日から平成 3 年 12 月頃まで

昭和 62 年 7 月から平成 3 年 12 月頃まで A 社に勤務した。同社での厚生年金保険の加入記録は昭和 63 年 4 月から同年 11 月までとのことであるが、申立期間についても同保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

A 社に勤務していた当時の知人二人を思い出したので、再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと、ii) 雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 63 年 11 月 30 日とされており、これは、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致していること、iii) オンライン記録によると、昭和 63 年 12 月 1 日以降申立人が新たに被保険者資格を取得した形跡は無く、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に不自然な点は見られない上、同年 12 月 16 日に健康保険証を返納した記録が確認できること、iv) 申立人は、申立期間中に当該事業所内で独立して仕事を行うこととなった一方、勤務場所は引き続き当該事業所であったと供述しているが、独立した時期、勤務形態、給与形態及び社会保険加入に関しての記憶が曖昧であり、また、同僚もいなかったとしているほか、当時の事業主も所在不明であることから、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかったこと、v) B 市の記録に

よると、申立人は昭和 63 年 12 月 1 日に国民健康保険に加入したことが確認できることから、申立期間には政府管掌健康保険の被保険者であったとは考え難い上、申立期間のうち、平成 3 年 4 月から同年 12 月までの間は、国民年金の申請免除期間となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、20 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A 社に勤務していた当時の知人として二人の名前を挙げているところ、兩人とも当初の申立て時において名前を挙げられていた者であったが、再度照会したものの回答が得られず、兩人から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、申立期間当時の事業主の連絡先が判明したことから、同人に照会したところ、「申立人が A 社の社員として勤務していたことがあるのは間違いないが、社員としての勤務期間については、きちんと社会保険の手続を行っていたことから、厚生年金保険の資格取得及び喪失については、国の記録のとおりで間違いない。保険料を預かりながら納付しなかったということは無い。また、独立した後は、申立人は個人事業主であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。